

令和5年4月28日招集

4月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和5年度4月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和5年4月28日(金) 午後2時30分から午後3時8分

2 開催場所 江南区役所3階302会議室

3 出席委員 (35人)

農業委員

1番 首藤正男	2番 田村良雄	3番 若林清廣
4番 虎澤栄三	5番 田中さとみ	6番 山岸信一
	8番 平野榮治	9番 阿部信行
10番 佐藤英一	11番 高橋潤一	12番 伊藤隆
13番 塩原信子	14番 野澤栄	15番 平原大悟
16番 本間雄一	17番 大嶋喜芳	18番 渡部藤四夫
19番 江端美春	20番 小林喜一郎	21番 間宮一
22番 草野伸一	23番 増井勝	24番 吉田浩

農地利用最適化推進委員

1番 本田敏明	2番 山岸洋子	3番 鈴木健二
4番 別所正幸	5番 長井範親	6番 笠原綱生
7番 帯瀬和幸	8番 田中隆市	9番 高井利明
10番 原田秀一	11番 堀内多計司	12番 武田要一郎

4 欠席委員 (1名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第1号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第2号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第3号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第4号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について

議案第6号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 坂井靖彦 事務局次長補佐 小沢昌己
北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 嶋倉明彦

南区事務所長 滝沢秀樹 西区事務所長 佐藤清隆
西蒲区事務所長 佐々木徹
管理係長 上田芳則 農地係長 早川努 農政振興係長 和田友宏
管理係主査 武田勇 農政振興係主査 井上勝雄

7 会議の概要

<p>小沢次長補佐 開始時刻 14:30</p>	<p>ただいまから、新潟市農業委員会令和5年度4月定例総会を開会いたします。</p> <p>7番 成田誠一委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>出席委員は24名中23名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>【あいさつ】</p> <p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は6番 山岸信一委員、8番 平野榮治委員をお願いいたします。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、追加議案第6号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について</p> <p>議案第1号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について</p> <p>議案第2号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について</p> <p>議案第3号 事業計画変更承認申請に関する処分決定についての順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農地係長</p>	<p>はい。議長。農地係の早川でございます。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p>

<p>議長（会長）</p> <p>北区部会長</p>	<p>定例総会議案書を3枚おめくりいただき、1ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第6号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、北区で5件、中央地区で4件、秋葉区で0件、南区で1件、西区で8件、西蒲区で7件の計25件です。</p> <p>次に議案第1号 農地法第4条許可申請に関する処分決定が、西蒲区のみ1件です。</p> <p>次に議案第2号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、北区で2件、中央地区で5件、秋葉区で0件、南区で1件、西区で3件、西蒲区で3件の計14件です。</p> <p>次に議案第3号 事業計画変更承認申請に関する処分決定が、西蒲区のみ4件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は44件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p> <p>北区部会長の本田でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>北区部会の審査案件の7件は、去る4月26日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第6号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。議案書2ページ、3ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」「北2号」「北3号」は、農地を贈与によって取得するものです。</p> <p>いずれも譲受人が規模拡大のため、所有権を移転するものです。「北4号」「北5号」は農地を交換するものです。</p> <p>いずれも相互の希望により、所有権を移転するものです。</p> <p>経営する農地は全て耕作されており、権利取得後も効率的に耕作できると判断しました。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請5件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>次に議案第2号農地法第5条許可申請についてです。</p>
----------------------------	---

<p>議長（会長）</p> <p>中央地区部会長</p>	<p>議案書13ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は、農地を売買によって取得し、露天資材置場に転用するものです。</p> <p>転用者は昨年、申請地の隣接地を農地転用し、露天資材置場にしましたが、今後、事業を拡大するため、申請に至りました。</p> <p>農地区分は、第2種農地で、土地改良区域外であり、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。</p> <p>「北2号」は、農地を売買によって取得し、露天資材置場、露天駐車場に転用するものです。</p> <p>転用者は申請地の隣で建築業を営んでいますが、現在の敷地では手狭になり、申請に至りました。</p> <p>農地区分は第1種農地ですが、住宅等の居住者の生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるため許可できるものです。</p> <p>申請地は、土地改良区除外地であり、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請2件についていずれも問題ないと判断しました。</p> <p>北区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。中央地区部会の報告をお願いします。</p> <p>中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>中央地区部会の審査案件の9件は、去る4月26日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第6号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。4ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、息子に贈与するものです。</p> <p>「中2号」、「中3号」、「中4号」は、譲受人の規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条許可申請についてです。14ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、共同住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は父親から当該地を借りて共同住宅を建築するため申請</p>
------------------------------	---

	<p>にいたりました。</p> <p>当該地の他に雑種地の同時利用地があります。</p> <p>農地区分は第3種農地です。</p> <p>雨水は道路側溝へ排水し、汚水は公共下水道に接続します。</p> <p>「中2号」は、店舗建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、日用雑貨店を建築するため、申請にいたりました。</p> <p>当該地の他に宅地の同時利用地があります。</p> <p>農地区分は、第3種農地であり、土地改良区除外地です。</p> <p>排水について、雨水は道路側溝へ排水し、汚水は公共下水道に接続します。</p> <p>「中3号」は、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、子供の成長等を考慮し、両親宅の隣に住宅を新築するため、申請にいたりました。</p> <p>当該地の他に宅地の同時利用地があります。</p> <p>農地区分は、第3種農地です。</p> <p>排水について、汚水は浄化槽を設置し、雨水とともに土地改良区排水路に排水します。</p> <p>「中4号」も個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、現在申請地近くの実家に住んでいますが、子供の成長に伴い、手狭となることから、個人住宅を建築するため申請にいたりました。</p> <p>農地区分は、第2種農地で、土地改良区除外地です。</p> <p>排水について、雨水は道路側溝へ排水し、汚水は公共下水道に接続します。</p> <p>15ページをご覧ください。</p> <p>「中5号」は特定建築条件付売買予定地に転用するものです。</p> <p>転用者は、不動産業を営んでおり、需要が見込めるこの地域での宅地分譲を計画し、申請にいたりました。</p> <p>当該地の他に宅地の同時利用地があります。</p> <p>農地区分は、第1農地で、転用は原則不許可ですが、住宅であり、集落に接続して設置されるため、例外的に許可できるものです。</p> <p>排水について、雨水は道路側溝へ排水し、汚水は公共下水道に接続します。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請4件、第5条許可申請5件について、いずれも問題ないと判断しました。以上です。</p>
--	--

<p>議長（会長）</p> <p>南区部会長</p>	<p>ありがとうございました。南区部会の報告をお願いします。</p> <p>南区部会長の帯瀬でございます。 それでは、ご報告させていただきます。 南区部会の審査案件は2件で、去る4月26日に審査を行いました。 まず、議案第6号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。 議案書の6ページをご覧ください。 「南1号」は、申請地を賃借していた譲受人が贈与により所有権を取得するものです。 次に、議案第2号 農地法第5条許可申請についてです。 議案書の16ページをご覧ください。 「南1号」は、農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。 転用者は、西区内のアパートに居住していますが、将来を考え実家の隣にある父所有の農地に戸建て住宅を建築するため申請に至りました。 申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。 申請地は既に土地改良区除外地であり、周辺農地に影響のない計画となっております。 以上、農地法第3条許可申請1件、農地法第5条許可申請1件について、いずれも問題ないと判断しました。南区部会の報告は、以上です。</p>
<p>議長（会長）</p> <p>西区部会長</p>	<p>ありがとうございました。西区部会の報告をお願いします。</p> <p>西区部会長の高井でございます。 4月26日に開催した西区部会での審査報告をいたします。 議案書の7ページをご覧ください。 議案第6号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。 「西1号・2号」及び「5号から8号」は、農地を売買によって取得するものです。 ともに、譲受人の経営規模拡大のため、所有権を移転するもので</p>

<p>議長（会長）</p> <p>西蒲区部会長</p>	<p>す。</p> <p>「西 3 号」は、農地を現物出資によって取得するものです。</p> <p>譲受人の経営規模拡大や経営体質強化を図るため、所有権を移転するものです。</p> <p>「西 4 号」は、農業者年金の受給のため、後継者に使用貸借権を設定するものです。</p> <p>以上、農地法第 3 条許可申請 8 件については、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>議案書の 17 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>「西 1 号」は、仮設現場事務所及び露天資材置場に一時転用するものです。</p> <p>転用者は、本市発注の下水道工事を請け負い、申請地を一時的に使用するため、申請に至りました。</p> <p>申請地の周りにバリケードを設置するなど、周辺農地に影響はありません。</p> <p>「西 2 号」は、営農型太陽光発電設備の支柱敷地として、パネル支柱部分を、引き続き、3 年間一時転用するものです。</p> <p>「西 3 号」は、特定建築条件付売買予定地に転用するものです。</p> <p>転用者は、宅地造成工事を施工するため、申請に至りました。</p> <p>土留めにより排水対策を行うなど、周辺農地に影響はありません。</p> <p>以上、農地法第 5 条許可申請 3 件については、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。西蒲区部会の報告をお願いします。</p> <p>西蒲区部会長の堀内でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の 15 件は、去る 4 月 26 日に開催しました西蒲区部会にて審査を行いました。</p> <p>まず、議案第 6 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてです。 議案書 10 ページ及び 11 ページをご覧ください。</p> <p>「蒲 1 号」から「蒲 6 号」までは、譲受人が規模拡大のため、農地を売買によって取得するものです。</p>
-----------------------------	--

「蒲 7号」は、譲渡人が農地を処分するため、譲受人へ贈与するものです。

次に、議案第 1号 農地法第 4条許可申請についてです。議案書 12 ページをご覧ください。

「蒲 1号」は、貸露天駐車場敷地に転用するものです。近隣住民や企業からの要望もあり、貸駐車場として整備するため申請に至りました。

以上「蒲 1号」については、農地区分は、第 3種農地に分類され、許可できるものです。排水計画も整い、周辺農地に影響のない計画となっています。

次に、議案第 2号 農地法第 5条許可申請についてです。議案書 18 ページをご覧ください。

「蒲 1号」は、露天駐車場拡張敷地に転用するものです。転用者は、現在運営している農産物直売所の駐車場が手狭となり、拡張するため申請に至りました。

農地区分は第 1種農地に分類されるところですが、例外的に許可できるものであり、排水計画も整い、周辺農地に影響のない計画となっています。

「蒲 2号」は、海砂の一時堆積場及び通路敷地に一時転用するものです。

転用者は、申請地近くの海水浴場整備で発生する海砂の一時堆積置場とするため申請に至りました。

農地区分は第 1種農地に分類されるところですが、「仮設工作物の設置の一時的な利用に供するものである」ことから、例外的に許可できるものであり、周辺農地に影響のない計画となっています。

「蒲 3号」は、ライフル射撃場整備事業敷地に転用するものです。

転用者は、国の施策に沿って、大型有害鳥獣を捕獲する担い手を育成するために必要な施設として申請に至りました。

農地区分は第 2種農地に分類され、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、周辺農地に影響のない計画となっています。

以上、農地法第 5条許可申請 3件について、「問題がないもの」と判断しました。

次に、議案第 3号 事業計画変更承認申請についてです。議案書 19 ページをご覧ください。

	<p>「蒲1号」は、当初計画者が、平成元年に転用許可を受けましたが、都合により事業実施には至りませんでした。この度、承継者が運営する農産物直売所の駐車場を拡張するにあたり、申請地が計画上必要となるため申請にいたしました。</p> <p>「蒲2号」は、当初計画者が、昭和51年に転用許可を受けましたが、都合により事業実施には至りませんでした。この度、承継者が転用許可済み農地を耕作用農地に戻すため申請にいたしました。</p> <p>「蒲3号」「蒲4号」は、当初計画者が、昭和60年及び令和2年に転用許可を受けましたが、都合により事業実施には至りませんでした。この度、承継者がライフル射撃場整備敷地の一部として、申請地が計画上必要となるため申請にいたしました。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請7件、第4条許可申請1件、第5条許可申請3件、事業計画変更承認申請4件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書2ページ、追加議案第6号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案書12ページ、議案第1号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>

<p>議 長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書13ページ、議案第2号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>なお、議案書18ページ、蒲2号については、3,000㎡を超える案件であることから、県農業会議へ諮問を行い、そこで異議なしの場合、許可処分となります。それ以外の場合は、次回の定例総会で再度審議することといたします。</p> <p>蒲2号以外の事案は諮問が不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書19ページ、議案第3号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、別冊1の議案第4号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、別冊2の議案第5号 新潟市農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見決定について、一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>農政振興係の和田です。議案第4号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料別冊1をご覧ください。</p> <p>初めに、農業経営基盤強化促進法に基づく案件についてです。</p> <p>表紙をめくっていただいて、1ページ、令和5年4月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。</p>

	<p>新規の利用権設定について、北区53件、中央地区16件、秋葉区10件、南区14件、西区10件、西蒲区34件、合計で件数137件、面積726,647㎡です。</p> <p>次に、所有権移転の売買について、北区2件、中央地区5件、秋葉区4件、南区4件、西区4件、西蒲区6件、合計で件数25件、面積96,753㎡です。</p> <p>次に、所有権移転の交換について、西蒲区2件、面積2,042㎡です。</p> <p>詳細につきましては、一枚めくっていただいて、議案書の4ページ以降となります。</p> <p>新規及び更新の利用権設定、所有権移転については、4ページから40ページのとおりです。</p> <p>次に、利用権の移転については41ページから48ページのとおりです。</p> <p>続いて、農地中間管理事業関係についてです。一枚めくっていただいて、49ページ、令和5年4月の利用権促進事業(農地中間管理事業)地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、北区8件、中央地区46件、秋葉区136件、南区25件、西区48件、西蒲区168件、合計で件数431件、面積2,136,864㎡です。</p> <p>詳細につきましては一枚めくっていただいて、52ページから140ページのとおりです。</p> <p>以上につきまして、申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしていると考えられ、また、いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。</p> <p>従いまして、本日の定例総会で承認をいただいたのち、141ページのとおり農用地利用集積計画を公告いただくよう、市長に対して依頼します。</p> <p>市の公告については、令和5年5月18日からとなります。ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>引き続き、議案第5号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料別冊2をご覧ください。</p> <p>法律・制度改正に伴い、令和5年4月以降に権利が設定される出</p>
--	---

	<p>し手と受け手が一体とならない、既に中間管理権が設定されている農地の権利移動に関する手続きについては、先月の所有者不明農地の案件と同様に、地域計画策定後に農用地利用集積計画に替わって用いることになる、農用地利用集積等促進計画、通称“促進計画”を先行して使用する案件となります。</p> <p>資料の表紙をめくっていただきましその裏面1ページから57ページのとおり、北区54件、中央地区16件、秋葉区32件、南区8件、西区100件、西蒲区62件について移転の申出がありました。</p> <p>集積計画の場合には市長に対して公告を依頼する形ですが、促進計画の基本的な流れとしては、機構が計画を作成し、公告は県が行います。</p> <p>機構は市に対して計画案を作成して提出を求め、市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から4月10日付で意見聴取の依頼を受けているところであります。</p> <p>従いまして、58ページとおり、計画案に対してご意見等がなければ、意見なしの旨を回答することお諮りするものです。</p> <p>なお、促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。県の公告は令和5年6月30日からとなります。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案第4号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p> <p>それでは、別冊1の議案第4号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p>
議 長 (会長)	
議 長 (会長)	
議 長 (会長)	

	(異議なし)
議長 (会長)	皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただいでください。
議長 (会長)	次に、別冊2の議案第5号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、審議いたします。委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。
議長 (会長)	それでは、別冊2の議案第5号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。
	(異議なし)
議長 (会長)	皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただいでください。
議長 (会長)	以上で、議事として提案した案件について終了します。その他として、委員の皆さんから何かありませんか。
	(発言なし)
議長 (会長)	それでは、事務局から何かありませんか。
農政振興係長	・第1回農政振興部会書面協議について 関係委員のみなさまに、総会資料と一緒に送りました農政振興部会の書面協議の件について、問い合わせ用紙をご提出くださいますようお願いいたします。
議長 (会長)	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長 (会長)	その他にありませんか。

<p>議長（会長）</p> <p>終了時間</p> <p>15:08</p>	<p>（なし）</p> <p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和5年度4月定例総会を閉会いたします。</p>
--	---

議事録に相違ないことを認める。

議 長

署名委員

署名委員
